

令和6年度 事業計画

1 基本方針について

- ①本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ②一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し、組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

2 事業計画について

- ①事業検討委員会に、答申に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立を目指します。
- ②財政状況を勘案する中、会員の福利厚生事業の充実を図るように努めます。
- ③各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大（新採用者の全員加入、未加入者の加入促進、退職者への退互部加入）に努めます。
- ④県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑤公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立を目指します

3 予算編成の方針について

- ①定年退職年齢の段階的引き上げに伴う会員数の変化や会員の年齢構成の状況や、低長期金利による運用益の状況を踏まえ、事業検討委員会の答申を受け、適正な事業経営と健全な財務体制を維持していくことに努めます。
- ②「新公益法人会計基準」に基づいた予算を編成します。
- ③会員の掛金は、現行どおり給料（本俸＋調整額）×1/100とし、その内20%を一般会計事業費に充て、80%を退職生業資金支払準備金とします。
- ④退職互助部の加入金は、第3回理事会での決定額90万円とします。

(1) 現職会員事業

①教育文化事業

各種教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。

②会員医療見舞金（会員に対する医療給付）

会員が医療機関で受診したとき、法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。

③療養見舞金

会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合
無給休職療養で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付が終了したとき

→ 50,000円

有給休職及び無給休職期間で傷病手当金、傷病手当金付加金の給付を

受けているとき → 10,000円

④会員入院療養見舞金

会員が5日以上入院したとき 1日につき700円を給付します。

⑤災害見舞金（災害をうけたとき）

会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき

全壊又は全焼した場合	→	200,000 円以内
半壊又は半焼した場合	→	100,000 円以内
1/3 の場合	→	50,000 円以内
1/3～1/5 の場合	→	30,000 円以内
一般見舞金	→	10,000 円以内

⑥死亡弔慰金

本人	→	200,000 円
配偶者	→	50,000 円
扶養家族	→	10,000 円

⑦出産見舞金

会員及び会員の配偶者が出産したとき 10,000 円

⑧入学祝金

会員の子どもが小学校に入学したとき 5,000 円

⑨卒業祝金

会員の子どもが中学校を卒業したとき 5,000 円

⑩結婚祝金

会員が結婚したとき 30,000 円

⑪介護手当金

会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として
日額 8,000 円を給付します。

(公立学校共済組合による介護休業手当金の給付終了後)

⑫退職生業資金

会員が退職した時、規程に基づき給付します。

⑬永年加入無給付者給付金

互助組合加入 20 年以上、年齢 45 歳以上で医療見舞金、入院見舞金以外の給付を受けていない会員に 15,000 円を給付します。(但し会員期間 1 回限り)

⑭会員のための福利厚生事業

放送大学履修補助、健康相談事業、元気回復事業、法律相談事業、
地区厚生事業助成金

(2) 退職会員事業

①療養補助金

★70 歳未満の会員が医療機関で受診治療した時、支払った医療費から 2,500 円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき 20,000 円を限度とし、同一年度の給付合計は、60,000 円を限度とする。

★70 歳以上 83 歳未満の会員が医療機関で外来により受診治療した時、法定医療費総額の 1 割から 1,000 円を控除した額。ただし、1ヵ月・一医療機関につき 10,000 円を限度とし、同一年度の給付合計は 40,000 円を限度とする。

②入院見舞金

70 歳以上の会員が、連続して 21 日以上入院し、受診治療を受けたとき
10,000 円を給付 (同一年度 1 回とする)

③療養補助金無給者祝金

入会から 10 年間療養補助金を受けなかった会員に 20,000 万円を給付
(1 回限り)

④死亡弔慰金

会員が死亡したときには、10,000 円
(世話人さんに香料としてお届けいただく)

⑤長寿祝品

会員に古希・喜寿・米寿・白寿の祝品を送付する。

⑥退会金について

会員が死亡又は、83 歳以上で退会したとき、入会金と同額を給付する。

⑦人間ドック補助金

- 入会3年目、6年目、9年目の会員 20,000円を限度に補助
- ⑧お世話料（世話人）
世話人に1人2,000円
 - ⑨地区福祉・厚生・文化事業助成金
各地区に事業助成金として、会員数×1,000円＋世話人数×1,000円
 - ⑩互助だより発行
互助だより退互部編を年3回発行します。

(3) 団体契約・斡旋事業

- ①明治安田生命保険相互会社・・・互助団体生命共済
- ②明治安田損害保険株式会社・・・傷害プラン・長期療養プラン他
- ③東京海上日動火災保険株式会社・・・所得補償保険・医療保険
- ④株式会社山交・・・ガン保険
- ⑤(株)FDK・・・ユサーージュの斡旋
- ⑥(株)リョーウン・・・ギフト商品

(4) 受託事業

- ・山梨県教育委員会受託（教職員元気回復事業、教職員健康管理推進事業）
- ・（公財）日本教育公務員弘済会山梨支部
- ・教職員共済生活協同組合山梨県事業所
- ・株式会社山梨教互

※特約店割引（会員証の提示で、一定の割引を受けられる業者一覧）

次の一覧以外に株式会社山梨教互のサポートカンパニーも有

- | | |
|-------------------|--|
| ・めがね店
（県内店舗） | メガネトップ（眼鏡市場）
メガネスーパー
和真 |
| ・旅行代理店
（県内代理店） | 近畿日本ツーリスト
トップツアー
日本旅行
富士急トラベル |
| ・自動車免許取得 | 湯村自動車学校
長坂自動車教習所 |
| ・宿泊施設等 | 湯本富士屋ホテル、箱根ホテル、富士ビューホテル
フルーツパーク富士屋ホテル
富士屋ホテル仙石ゴルフコース |
| ・引越業者 | 引越のサカイ
日通
アート引越センター |
| ・冠婚葬祭 | セレス甲府（アピオ）
アピオセレモニーホール |
| ・スポーツジム | ブルーアース |
| ・リフォーム | 庵住工房
小澤工務店 |
| ・賃貸物件斡旋 | レオパレス21 |
| ・住宅建築 | セキスイハイム（株） |
| ・衣料用品 | 満足屋 |